

# 令和8年度就学援助制度のお知らせ

泉佐野市では、お子様を市立の小・中学校に就学させるのに経済的な理由でお困りの方へ、就学に必要な費用の一部を援助しています。昨年度認定された方や、入学前に新入学学用品費等を受けていた場合も、毎年度申請が必要です。

## 対象世帯

前年中（令和7年1月～12月）の同一生計世帯員全員の所得の合計が基準額以下の世帯

■令和8年度基準額（目安）※世帯員の年齢等によって基準額は変動します。

世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人	7人
所得の合計	420万円	456万円	559万円	618万円	707万円	765万円

※世帯員の年齢等により基準額は変動します。※所得審査の対象は中学生以下を除く世帯員全員。  
※令和7年中の所得の申告をしていない人がいると審査ができません。収入がなくても必ず申告をしてください。ただし、中学生以下の方や被扶養者の方は申告の必要はありません。※生活保護受給中は申請不要。保護が廃止になった場合は申請してください。

## 申請方法

### ○オンライン

右記二次元コードを読み取り、画面の案内に従って申請内容を入力してください。

(URL: <https://logoform.jp/form/9XuD/1505546>)

※ @logoform.jp のドメインからのメールを受信できるよう設定してください。

### ○窓口

泉佐野市役所学校教育課（3階）の窓口へ申請書を持参してください。

（開庁時間 平日8時45分～17時15分）

### ○郵送

学校から配布された返信用封筒で110円切手を貼って申請書を郵送してください。



## 該当者のみ提出

次に該当する方は、以下の書類を提出してください。

### ①令和8年1月1日時点で泉佐野市に住民票がなかった場合

その時点で住民票があった自治体が発行する令和8年度（令和7年1月～12月分）所得証明書。発行できる時期については、従前の自治体で確認し、後日提出してください。

### ②自宅にインターネット環境があって、世帯構成員が利用料を負担している場合

契約者と自宅住所、直近の利用月の記載がある利用明細書、領収書、請求書、契約書など。**オンライン申請の場合は提出不要です。**

(例) J:COM

eo光

ソフトバンク



## 受付期間

**5月31日（日）まで** ※窓口受付は土日祝除く。郵送は5月31日（日）までの消印有効。

4月及び5月受付は4月認定となります。受付期間後も翌年2月まで受付できますが、受付した月からの認定になります。

## 決定・支給方法

- ・審査の結果は6月下旬に申請者に郵送で通知します。
- ・5月31日までの受付分は、4月からの認定になります。受付期間後も翌年2月末まで随時申請はできますが、受付した月からの認定となります。
- ・年度途中で転入してきた場合は、転入月以降が支給対象です。
- ・支給について、年間限度額の範囲で、年3回（8月、12月、3月の各月下旬）に分けて、保護者の口座へ振り込みます。なお、医療費については随時振り込みます。

## 支給額

援助費目	小学校		中学校	
学用品費	年額	11,630 円	年額	22,730 円
新入学学用品費等（※1） （4月認定の1年生）		57,060 円		63,000 円
修学旅行費	限度額	28,000 円	限度額	60,910 円
校外活動費（宿泊なし）	限度額	1,600 円	限度額	2,310 円
校外活動費（宿泊あり）	限度額	3,690 円	限度額	6,210 円
学校給食費(※2)	R8年度は無償化		R8年度は無償化	
オンライン学習通信費（※3）	年額	15,000 円	年額	15,000 円
医療費(※4)	実費額		実費額	

※1 入学前に新入学学用品費等を受給された方は、就学後に支給はありません。

※2 令和8年度は給食費無償化のため、支給はありません。

※3 インターネット環境がある世帯が対象です（1世帯あたり上記金額を支給します）。申請にあたっては、通信料がわかる利用明細書等保護者負担の事実が確認できる書類を添付ください。（**オンライン申請の場合は提出不要です。**）なお、解約される際は、必ずご連絡ください。

※4 医療費対象病名

【むし歯、慢性副鼻腔炎、中耳炎、結膜炎、寄生虫病、アトピー、白癬、疥癬、膿痂疹、トラコマ】



**ご注意ください**

※書面とオンラインの二重申請はお控えください。

※学校での受付は行いません。

※生活保護受給中は申請の必要はありません。保護が廃止になった場合は申請してください。

※認定後も学校納付金は必ず学校へ納めてください。やむを得ず学校納付金等に未納があった場合は、就学援助費は学校を経由して支給されます。

※世帯構成が変わる場合、振込先口座の変更、所得の修正申告など、申請時と変更があった際は再度申請が必要です。必ずご連絡ください。

※申請書に虚偽があった場合や修正申告により基準を超える場合は、認定を取り消し、併せて支給済みの就学援助費を返還していただくこととなります。